明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産二）　一
○地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（総務一三）　六
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　九
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務四）　一四
○大学設置基準等の一部を改正する省令（文部科学九）　一六
○老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働四三）　一九
○労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四四）　一七
○発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六）　一七
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（国土交通六）　一八〇
〔規　則〕
○警察用航空機の運用等に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委一）　一八二
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第三項第一号及び第六十一条の三第四項第二号の規定に基づき出入国在留管理庁長官が定める機関を定める件の一部を改正する件（出入国在留管理庁一）　一八四

府令・省令

○内閣府農林水産省令第二号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

内閣総理大臣　菅　　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（従属業務等）	（従属業務等）
第三十五条　（略）	**第三十五条**　（略）
2　法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。	2　法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。
一～十五の二　（略）	一～十五の二　（略）
十五の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務	十五の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務
十六～三十一　（略）	十六～三十一　（略）
3～7　（略）	3～7　（略）

（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。